

抗原研究会規約

1 目的

アレルギー性疾患の研究上必要不可欠であって、国内ではいまだ販売されていない抗原を、会員の要請に基づいて入手し研究を行う。

2 会員

抗原を希望する研究者は、抗原研究会（以下「研究会」という。）に要請すれば、会員として入会が認められ登録される。ただし、研究会は、会員がこの規約に違背した場合は会員から除名する。

3 事務局

研究会の事務局は、公益財団法人日本アレルギー協会気付とする。

4 抗原の入手、供給

抗原は、会員より選ばれた代表者が会員の要請を受けて一括入手し、会員に供給する。

5 経費負担

会員は、供給された抗原の代価及び諸経費の実費合計額を負担する。

6 使用責任

会員に供給された抗原は、あくまでも会員個人の責任で研究目的に使用する。
1に掲げた目的に反して使用してはならない。

7 研究結果

会員は、研究会から要請があった場合は、いつでも研究会に対して当該抗原に関する研究データを提供しなければならない。また、当該抗原の使用状況等に関する報告を求められたときも同様とする。

8 附則

この規約は、公益財団法人日本アレルギー協会として登記した日（平成22年9月1日）から施行する。